

大阪大学における教員の裁量労働制の経験から

大阪大学大学院理学研究科・教員 長野八久

1. 国立大学の法人化と裁量労働制導入

全国の国立大学は2004年4月一斉に法人化しました。国立大学法人は、他の独立行政法人と同じく、事業の中期目標と中期計画を作成し、それに基づいて大学を運営します。事業目標・計画の最終決定権は文部科学大臣が握っており、制度上政府は大学運営にいくらかでも干渉できるようになりました。実際、中期目標の作成では、任期制の導入や経営の効率化など、文部科学省が設定した項目について、大学が具体策を記述させられることになりました。また、大学法人には独立採算が求められています。政府からの運営費交付金はこれから毎年削減されることが決まっており、運営に必要な資金は自ら「競争的資金」を稼げということになっています。学内においては、主要決定権が評議会から役員会に移り、一気に中央集権化が進みました。このように、大学は公共のために学問を担う機関としてあるべき姿とは反対の方向に向かいつつあります。

さらに国立大学法人の教職員は、国家公務員ではなくなりました。その結果、大学法人では、教職員と大学法人がそれぞれ労働者と使用者という関係になり、法律上、教職員は大学法人と個別に結ぶ労働契約に基づいて、大学法人から与えられた業務に従事するということになりました。超過勤務などの取り扱いについては、民間企業と同じく、労働者過半数代表と使用者が取り交わす労使協定で定められます。裁量労働制もまた、労使協定によるものです。

教員の裁量労働制については、当初から理系を中心に厳しい批判がありました。実験等で勤務が日常的に深夜・休日に及ぶ理系教員の労働形態は、たとえ裁量労働制を採用しても労働基準法に適合しないことから、教員の研究時間を保証するために裁量労働制にするという理屈には限界があります。また、今日大学教員が年間3000時間にも及ぶ長時間労働を強いられている原因となっているのは、講義や実習、校務などの研究以外の業務によることが文部科学省の調査でも明らかになっており（「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査報告」）[1]、見なし労働時間によって労働時間を曖昧にする裁量労働制は、多忙化に拍車をかけることになると懸念されたからです。

しかし、一方において、労働時間を曖昧にすることが法人化前の教員の勤務形態を維持し、引いては学問研究の自由のためになると少なからぬ教員が考えました。全国大学高専教職員組合の委員長まで勤めた労働法の専門家さえ、裁量労働制がもっとも大学教員にふさわしいと断じました。その結果、大阪大学においても昨年3月、最終的に使用者側の提案をほとんど呑むかたちで、実態とはかけ離れた見なし労働時間8時間の、専門業務型裁量労働制を全教員に適用する労使協定が締結されました。裁量労働制が採用されて約1年を経た今、この制度が本当に大学教員がその使命を果たすための保証であったのかを検証せねばなりません。

2. 大学教員の裁量労働制とは

もともと厚生労働大臣告示によって定められる専門業務型裁量労働制の業務（業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分等を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務）には、大学の教員の業務は含まれていませんでしたが、厚生労働省は国立大学法人化に先立って告示改正を行い、2004年1月から専門業務型裁量労働制の対象業務に「学校教育法に規定する大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る）」を加えました。厚生労働省は『「大学における教授研究の業務」とは、学校教育法に規定する大学の教授、助教授又は講師の業務をいうものです。「教授研究」とは、学校教育法に規定する大学の教授、助教授または講師が、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事することをいうものであり、患者との関係のために、一定の時間帯を設定して行う診療の業務は含まれないものです。「主として研究に従事する」とは、業務の中心はあくまでも研究の業務であることをいうものであり、具体的には、講義等の授業の時間が、多くとも、1週間の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度であることをいうものです。』と説明しています[2]。

3. 裁量労働制のはらむ危険

そもそも裁量労働制を採用するときは、対象業務について労働時間を実労働時間によらず、労使協定で定めた見なし労働時間を適用するので、まず第1に対象業務の内容を限定することが求められます。業務を曖昧にすると、本来裁量にゆだねられないはずの業務が裁量労働の枠内に紛れ込み、労働者は裁量労働の見なし労働時間に無限の業務を抱え込まねばならない羽目になります。雇い主にとっては、どれだけ長時間労働になろうとも、超過勤務の賃金をいっさい払う必要がなくなるので、こんなうまい話はないわけです。

大阪大学の専門業務型裁量労働制に関する労使協定では、残念ながらこの点が曖昧になってしまいました。同協定書第2条には、「教員については、講義等に要する時間を除き、大学はその業務遂行の手段および時間配分の決定等につき、具体的な指示をしないものとし、このことと抵触する限りにおいて労働時間、休暇および休日について定める労働時間規程第2章の規程は、これを適用しないものとする。」としています。条文は「講義等に要する時間」は裁量労働制の適用外であるとも読めるのですが、実際には講義等の時間も裁量労働の見なし労働時間に含めて運用されています。見なし労働時間の適用が除外されているのは、同協定第3条2において労働時間のみなしを行わないと定めた、診療の業務を行った日のみとなっています。診療業務の除外は、一定の時間帯を設定しておこなう業務であるため、先に引用した厚生労働省の指定に基づくものです。しかし、診療業務に労働時間の見なしを行わないならば、当然診療業務と同じ理由で、定時に開講されている授業や実習についても、見なし労働時間を適用すべきではないと思われます。労働局も裁量労働制についての一般的指導において、見なし労働時間を適用できるのは、裁量労働制で認められた業務に限るとしています。

4. 裁量労働制の対象業務を曖昧にする仕掛け

厚生労働省は昨年7月、各労働局に大学教員の裁量労働制の運用に関する見解を質疑応答集の形式で配布しました。その中で、厚生労働省は「1週間の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度であるならば、裁量労働制の対象業務として認められる」としています。

働の対象業務である教授研究以外の業務であっても、見なし労働時間を適用しても良い」ことにしてしまいました。これは、裁量労働制の対象業務とした「教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る）」の、（ ）の部分の解釈によるものであると推測されます。しかし、これはとんでもない拡大解釈です。

裁量労働制は、3. で述べたように対象となる業務が限定されなくてはなりません。2. に引用した厚生労働省による用語の説明に忠実に従うならば、「主として研究に従事するものに限る」とは、「裁量労働制を適用できる教員は、主として研究に従事する者に限定される」と規定されていると読むべきであることは明らかであると思います。

5. 入試業務も裁量労働？

この拡大解釈がもたらす結果は、業務命令による入試業務のための休日出勤をめぐって、典型的に現れました。皆さんご承知のように、入試業務は、時間はおろか、一挙手一投足までも拘束されます。入試業務が裁量労働のはずがありません。ところが、大阪大学人事労務室は入試関連業務をも裁量労働制の適用範囲内であると言っているのけました。「諸般の事情から日曜日に入試が実施される場合においても、入試業務等の時間的・場所的拘束を伴う業務が、労働時間の概ね5割の範囲内に収まる（その判断は、年単位で行うことが妥当と考えます）限り、裁量労働制の適用は排除されないものと大学では認識しております（北見耕一人事労務室長、出原隆俊豊中地区過半数代表への回答、2004年12月27日）」。さらに、「入試業務に従事した時間（実働時間）が1日9時間となるような場合にも、8時間労働したものと見なすこととなり、8時間を超える時間（1時間）について割増賃金の支払い義務が使用者に生じることはない（同、2005年1月14日）」と述べています。実は、これらも昨年7月の厚生労働省の見解に含まれていて、人事労務室はそれらを繰り返して述べたに過ぎないことも分かりました。この結果、大学当局は教員に休日の振替を求め、就業規則に定められた休日給を払わずに済ませようとしています。

6. 労働時間規制を守るために

近年、大学においても教職員の多忙化が進み、しばしば過労死が発生するに至っています。1. で述べたように、教員の場合、教授研究以外の業務が、多忙化の原因となっています。したがって、それらは本来裁量労働の対象外で、厳密に労働時間規制を加えられるべき業務なのです。ところが、大学教員については、対象業務以外でも見なし労働時間を適用して良いということになってしまいました。これでは、我々が担うべき学問に費やせる時間はますますやせ細っていくでしょう。学問の自由を守るためにも、労働時間規制は重要なのです。

経団連は、他の規制緩和と一緒に、労働時間規制をも撤廃させようとしています[3]。また、厚生労働省の労働政策審議会も昨年暮れに、厚生労働大臣に対し、「今後の労働時間対策について」の建議を行ない[4]、こちらも規制緩和の方向で進んでいます。大学教員の裁量労働制が、あらゆる職場における労働時間規制緩和の先鞭となっては困ります。そのためにも、今後私たちの労使協定において、対象業務を厳密に規定することを強く求めていかねばならないと考えています。